

旧中西家住宅保存活用検討会議傍聴に関する事務取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、旧中西家住宅（吹田吉志部文人墨客迎賓館）保存活用検討会議（以下「検討会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 検討会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

(傍聴の受付)

第3条 傍聴の受付は、会議開催時刻の15分前から会議開催時刻まで行う。

(傍聴人の定員)

第4条 傍聴人の定員は、6名とする。

2 傍聴希望者が前項に規定する定員を超えた場合は、抽選によるものとする。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議の進行の妨げとなるような行為をしないこと。
- (2) 他人に迷惑を及ぼすと認められる行為をしないこと。

(写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、写真、ビデオ等を撮影し又は録音等をしてはならない。ただし、地域教育部長の許可を得たときは、この限りではない。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、秘密会を開く決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第8条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人がこの基準に違反するときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他)

第10条 この基準に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項が生じたときは、地域教育部長が定める。

附 則

この取扱い基準は、令和4年9月1日から施行する。